

1. 議事日程（平成30年第2回北広島町議会定例会）

平成30年6月20日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第66号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター増設工事)
日程第2	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町税条例等の一部を改正する条例)
日程第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第4	議案第60号	特別職の職員等の旅費の特例に関する条例
日程第5	議案第61号	字の区域の変更について
日程第6	議案第63号	財産の取得について (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)
日程第7	議案第64号	平成30年度北広島町一般会計補正予算(第1号)
日程第8	議案第65号	平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第9	議案第66号	工事請負契約の締結について (千代田浄化センター増設工事)
日程第10	審査報告	陳情等の常任委員会審査報告
日程第11	陳情審査	陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第12	陳情審査	陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書
日程第13	発議第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第14	発議第4号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
日程第15	発議第5号	財政健全化調査特別委員会の設置について
日程第16		閉会中の継続審査の申し出について(8件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。開会前に、18日に起きた大阪北部地震においてとうとい命を奪われた方々に対し、心よりご冥福を祈り、負傷、また被災された方々に対してお見舞い申し上げますと同時に、一日も早い復旧を願うものであります。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第66号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第1、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第66号について概要を説明します。追加提出議案集の1ページをお願いします。議案第66号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事について、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第66号、工事請負契約の締結について、上下水道課からご説明申し上げます。追加提出議案集1ページをお願いいたします。1、工事名、千代田浄化センター増設工事〔1期工事（No.4回分槽）〕。2、工事場所、北広島町壬生千代田浄化センター。3、工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成31年3月31日まで。4、請負金額、9720万円。5、請負者 広島市南区京橋町9番21号 前澤工業株式会社中国支店支店長腰越 建。この工事は、北広島町公共下水道事業計画に基づき、将来的に公共下水道及び特定環境保全公共下水道千代田処理区の汚泥流入量増加に伴います千代田浄化センターのNo.4回分槽へ設置する機器の一部を本年度設置するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。国保の国保税の最高限度額を含めた専決であります。最高限度額になるのは所得で幾らから該当するのか。40歳以上夫婦2人、子供2人、固定資産税なしを例として答弁を求めます。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） 条例改正の影響でございます。限度額54万円から58万円に引き上げに伴い、影響が出る世帯の所得ですが、限度額54万円の場合で考えますと、今現在ですけれども、728万円。58万円の場合は、796万円となります。約70万円の差があるということです。割合にして、全世帯の1.5%程度ではないかというふうに思っております。以上です。

- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 専決処分を北広島町されてますが、県内20市町の状況について伺います。全ての市町で専決処分をしているのかどうかについて伺いましょう。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 県内市町の状況でございます。まず、国民健康保険には保険料グループと保険税グループがございます。保険料グループは4つの市がございますけれども、国民健康保険法施行令改正が今年の1月31日に交付をされました。それに基づき、2月、3月の議会に間に合いますので、議案として提出をされて議決をされております。仮にこの施行令改正が間に合わない年を若干聞いてみたんですけれども、そういう場合は専決処分をするということでございます。もう一方、税グループでございます。19市町でございます。北広島町と同様3月31日付で専決処分をしたものが16市町、残り3市町が6月議会に議案として提案をされております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 全て専決処分していない国税保グループも、していないところを聞きますと、福山市、東広島市、海田町と聞いております。この3市町は法令違反として罰せられるのかどうか、伺います。もう1点は、東京国立市では、平成28年度、前回の改正ですが、今回同様、中間所得層の負担を軽減するため、減額対象枠の拡大及び課税限度枠の引き上げが行われました、全国的に。これに対して国立市は、次のような措置をとっているそうであります。軽減枠の拡大は、被保険者にとって負担軽減となり、有利な制度変更であるため、同施行令の改正に合わせて4月1日から実施しております。課税額、課税限度額の改正については、被保険者の負担増になることから、8月の市国保運営協議会に諮問し、答申を得て判断することとしました。そして市民から意見を聞いて決めたとのこと。国立市だけでなく、全国では課税限度額を地方税法施行令のとおり行っていない自治体もあります。問題は、被保険者の負担増になるかどうか、意見を聞いて決めるかどうかにあると考えますが、この国立市の措置について、町長の所見を伺います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 施行期日を過ぎて、議会で決めることについて、法令違反はないかという問題です。市町それぞれこれまでの経緯や歴史があらうかと思えます。北広島町においては、税制改正に伴う税条例改正は、町が発足以来、専決処分で行ってまいりました。法律などの改正に伴い、施行日前に処理するというのが原則だろうというふうに当町では認識をしております。施行日を超えて6月議会で議論するということが法令違反かどうかという点については、法令違反とはならないというふうに思っております。
- 議長（伊藤久幸） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 東京国立市の例を言われましたけども、若干、国が示したとおりの形でやっていないところもあるようであります、全国では。ですが、広島県内では全て国の示したとおりのことになっておりますし、軽減したところを限度額を上げることにより、トータルでは平準化していこうということでもありますので、本町ではそういうようなことは難しいと。国の示すとおりにいかしてもらおうというふうに考えております。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。承認第2号、専決処分第5号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認に反対する意見、理由を述べます。地方税法施行令に基づく国保税の課税限度額の改正は、専決処分しなければならないものではなく、県内でも3市町は、6月議会に条例改正を提出しており、また紹介したように、東京都国立市では、被保険者の負担増になるのかどうか市民の意見を聞きながら判断しています。しかし、北広島町は、被保険者の負担になるかどうかではなく、地方税法施行令改正を機械的に受けとめ専決処分しています。地方自治法第1条2では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、住民の利益を守ることが第一義的な仕事です。国保税の限度額は年々引き上がり、医療分だけのときの平成5年度は50万円、医療分、後期医療分、介護分の合計になった平成20年度は68万円、その後、ほぼ毎年引き上げられ、平成30年度は93万円となり、この10年間だけでも29万円と1.4倍にもなりました。それでも低所得者の負担は下がったわけではなく、大幅に引き上がっています。負担上限を引き上げる前に、まず、国庫負担増による保険税水準の引き下げ、均等割の軽減など見直しなど進めるべきだと考えます。以上を主な理由として、国保税限度額上限を引き上げる条例改正に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。したがって、承認第2号、専決処分を求めることについては承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第60号 特別職の職員等の旅費の特例に関する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。3月議会では、旅費日当の3カ年凍結の条例改正が圧倒的多数で否決されました。今回の議案は、廃止であります。何が変わったのか、また、議会の反対意見、3月議会の反対意見に対する説得できる町の反論をはっきりと述べてください。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 旅費に係る日当の廃止の提案でございますけれども、前回の提案と変わっているところということでございます。この提案につきましては、内部管理経費の削減、抑制の取り組みの一つでございます。そのため、出張旅費に係る日当は支給しないというふうな方向でございますので、その方向性は変わっておりません。前回は財政推計の見込みの精度が高い3年間ということで、期間限定としておりましたけれども、厳しい財政状況は引き続き継続するというふうなことが当然に想定されますので、期間を限定せず、出張旅費に係る日当は支給しないというものにしたものでございます。前回の質疑の中で、いろんな質疑がございました。特に歳出削減の取り組みについて、もっとやることあるのではないかと。全体像が見えないというふうなことがございました。その中で、歳出削減の取り組みということで、これまでの

取り組みと今後の取り組みというところでお話をさせていただきます。まず、これまでの歳出削減の取り組みでございます。財政の健全化、歳出削減につきましては、合併以後、行政改革大綱を策定して、これを基本に取り組みまいりました。事務事業の見直しによる補助金等の整理、精査や投資的経費の削減、民間委託による管理費の削減、施設維持管理費や内部管理経費の削減、職員数の削減や給与カットなどを行ってきております。この1次、2次の行革大綱の取り組みで、削減額を約35億6000万円と積算し、報告し、公表してきたところでございます。また職員数の削減につきましても、消防、病院を含めた総職員数を合併時の422人から今年度4月で324人となっております。98人の減となっております。こういう取り組みをしてまいりました。また、30年度の予算編成につきましては、補助金の一律カットでありますとか、敬老金の見直し、消耗品や事務経費などの内部管理経費の削減などを含めた予算をお願いしたところでございます。その中で、出張旅費に係る日当の廃止は、この削減の取り組みの一つでございました。これからも引き続き歳出削減に取り組んでいくということで、事務事業の見直し、職員数の適正化、内部管理経費の削減、公共施設等の管理経費などに取り組んでまいります。また、事務事業の見直しにつきましては、事務事業評価を行い、補助金の見直し、事業の適正な民間委託の推進、一方、職員のスキルアップを図りまして、内部完結型の事務による委託経費の削減など取り組んでまいりたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、行革大綱含めた削減の努力がされましたけれども、3月議会で反対した主な理由は、歳出削減の努力が見受けられない。これは行革での問題だけではなく、全体的な問題として言えると思います。反対討論でも私行いましたが、これからの大型事業や今ある不公平な補助金などの見直しなど、もっと先にやるべきことがあるということについては、今の説明の中には入っていませんでした。これに対する納得できる説明はされません。北広島町議会始まって以来、初めて議案が否決された事実は大変重いものであります。にもかかわらず、その直後の議会において、私としては、納得できる説明も正当な理由もなく、同じような議案を再提出している。このようなやり方は、賛否の意見はあったとしても議会軽視と言わざるを得ません。いったん取り下げて、もっと議論を重ねてはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今、担当のほうから説明したとおりでありまして、3月議会で提案をさせていただいたところからは、3年間という期限つきであったものを将来にわたって、この旅費の日当部分を廃止するというところで提案をさせていただきました。これまで経費節減等努力が足りないのではないかというお話でありましたけれども、これまでもできるところから順次進めてきておりますし、計画的に行革大綱等にとって進めてきておるところでありますし、これは今後も引き続きいろんな面で経費節減等図っていかねばならないと思っております。30年度の当初予算においては、先ほども申しましたように、内部管理経費の削減、それから補助金の原則10%削減など実施してきたものであります。この旅費の日当部分についても、そうした観点から取り組みをしていきたいというものであります。これからも当然そういった取り組みは順次やってまいりますけれども、特に事務事業の見直しであるとか、職員数の適正化、人材の育成等々、また内部管理経費の削減、公共施設等の適正管理などに取り組んでいきたい

と思っております。そして将来にわたって持続可能な財源基盤づくりに向けて不退転の決意で、全庁一丸となって取り組んでまいります。議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 先ほどから行革大綱という話がされますが、これは議会の議決を得ているものではありません。一つ一つに対して議会が判断をするものであり、既得権ではありません。安芸太田町議会は、さきの報道によると、2006年以来凍結していた特別職職員、町議の県外出張の日当を再開をこの6月議会でされました。今回、北広島町で廃止というなら、制度そのものが不要でなくなった理由、財源ではなくて、制度そのものが不要でなくなった理由の説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 一つの例として、安芸太田町の例の話がございましたけども、ここはまた、そこそこの団体で判断するべきだと思っております。本来の制度をなくするというふうなことでございますけども、今回の取り組みにつきましては、先ほどからご説明しておりますように、歳出削減抑制の取り組みの一つとして行うものでございますけども、今回は特例条例という形で、旅費に伴う日当を支給しないというふうな扱いとさせていただいておりますけども、この旅費に伴う日当につきましては、特別職、一般職のほかにも議員などを対象とした条例もまた別にございます。本来の制度として見直していくということになれば、全体の整合性をとれば、それに関連する条例全てを改正するべきだと思っておりますけども、今回の提案につきましては、まずは特別職、一般職の日当の廃止をしていこうというものでございますので、特例条例という形で提案をさせていただいているものでございます。この見直しにつきましては、今後どう進めていくのかというものは検証しながら、まずは、支給はしないと。特別職、一般職については支給しないということで、歳出の抑制を図っていききたいというふうな提案でございます。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤 淳議員。

○13番（伊藤 淳） この手当はどのような目的に使われるものか、そして手当の額は1100円、1700円である理由、根拠を聞きます。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 手当というふうなご質問でございますけども、手当というふうな扱いはございませんので、そこは一つ申し上げておきます。この旅費に係る日当とは何ぞやというふうなことでございますけども、前回もいろいろここでご質問ございましたけども、この日当につきましては、目的地までの交通費でありますとか宿泊費、これは実費ですけども、これは実費として旅費の中で支給していくというふうな実費弁償はございます。それ以外に目的地を巡回する場合の交通費でありますとか電話代、いろんな諸雑費がかかってまいります。それに対するものとして日当というものを支給しているものでございます。この1100円、1700円の根拠ということでございますが、ここにつきましては、各市町も額がかなり差がございます。根拠はなかなか難しいと思っておりますけども、目的としましては、先ほど申し上げました諸雑費というふうなことで定義づけているものでございます。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤 淳議員。

○13番（伊藤 淳） この日当が今まで必要性あるものだったが、財政難のためにしょうがなく、特例として停止条例として議案とするという認識は間違っていないかと思えます。ただ、根拠が

ないという、根拠がない。だけでも財政難だから、この日当を停止するという考えのもとでいきますと、ここの部分は、先ほど同僚議員も言われたように、議論するべきところと私は考えます。その点、なぜ無期限停止なのか、前は3年間というふうにありました。その違いはあれど、特に無期限ということであれば、条例改正を行って、この日当を支給するという一文を削除することは議論の対象になるかと思えます。この点、まず、この一文を削除するということが可能かどうかをお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本来の条例の本則の一文を削除するというふうなことはどうかというふうなご質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、この日当の支給につきましては、特別職、一般職にかかわらず、議員も含めて支給するというふうな条例がございます。その中で、特別職、一般職だけの条例を改正するというにつきましては、全体の本町の扱いの中で、考え方の整合性がとれないというふうな思いがございます。本則を改正する場合には、関連する条例もあわせてする必要があるんじゃないかというふうな思いを持っております。今回につきましては、本則を改正しないというのは、特別職と一般職を限定したものというふうな扱いでございますので、特例条例という形をとらせていただいたものでございます。

○議長（伊藤久幸） 4番、湊議員。

○4番（湊 俊文） 公務員の旅費の日当について、いろいろと勉強させていただきました。巡回にかかわる交通費、雑費とか、中には昼食代というような文言も明記されているところがございます。出張旅費に日当の物件費とか諸雑費とかいうのは、今では現実的ではないのではないかとこのように認識をしております。ここで財政健全化の突破口で、再度提出された町長の思いは重く受けとめなければならないのかなと思っております。そこで確認をさせていただきます。ここで、この日当廃止条例案は、もう後戻りはしないのですかね。また、今後のいろいろの交渉事あると思いますが、先ほど町長も不退転の気持ちということがございましたが、そういうお気持ちで臨まれるかどうか、再度お聞きしたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この旅費に係る日当廃止につきましては、労組のほうとも協議をさせていただき中でお出しさせていただいております。当然将来にわたって今回改正が承認いただければ、将来にわたって、その日当部分については廃止されるということでもあります。もし復活しようとするれば、また議会で、そういった条例改正を承認いただかずにいけんということでもありますので、私は、これについては、先ほど議論がありましたけれども、日当部分については、きちっとした根拠があるわけでもないというところもあります。実費については当然支払いますけれども、この部分については廃止をさせていただきたい。町民の皆さんにもいろいろと補助金の見直し等ご理解をいただきながら進めさせていただいております。私たちの部分でも見直すべきところは見直していくというスタンスで進みますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。

3月の定例議会で提案をされて、12対2で否決をされた。わずか3カ月でこのものが、前は3年間の期限つきでありましたけれども、今度は、言うてみれば条例でありますから、これから先ずうっと条例改正するまではそのことが続くわけではありますが、今、町長は、労組と協

議をしているということを言われましたが、労組と協議をしているのは、これから先ずうっとということではないんです。当面、前回あった3年間というところは、その話は協議済みであるかもしれませんが、そのところをまた一緒にして半永久的にというふうな言い方をされましたが、それは明らかに間違いであろうというふうに私は理解をしておりますし、3月に否決されたものをわずか3カ月でもう一回出してくる、そして、前回は、事前の説明をするということがなかったからという理由で、このたびは、本会議というか、議会招集されるまでに一回全員協議会されましたけども、その説明も前回と変わるところはないということであり、言ってみれば、反対をできにくいところから削減をしていくんだということが明らかに見え見えであります。やはりそこを私たちも理解をさせてもらわにやいけませんし、やはり金額的にどのぐらい、この日当1100円、あるいは日当1700円が1年間支払いをしなかったら、どのぐらい削減できるのかという金額ももちろんおありだろうというふうに思いますが、その辺の数字も示していただかないところで提案というふうな状況もどうなのかなというふうに思ってみたりしますが、トータル的に、今私が質問しました3点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず、1点目の職員との協議の部分でございます。3年間は停止するということについて、職員組合のほうと協議をし、確認をしておるところでございます。それは文書によってよるものでございます。また、その後協議を重ねまして、今回の提案について、こういう提案をすると、3年間という限定なしに支給しないというふうな提案をするというふうなことの協議をしたところ、その提案の仕方については反対をするものではないと。今後のことについては継続協議をしたいというのが話でございましたけども、職員全体とすれば、この旅費に伴う日当を支給しないという部分については、私が感覚として感じているのは、職員全体の総意として、そこの部分については、一緒に取り組んでいこうと。ここに反対するというふうな意見は聞いておりません。職員総意で進めていくということでございますので、3年間以降についても、そこはしっかり職員と意思統一をしながら、削減の方向を進めていきたいというふうに思っております。削減額につきましては、前回は提示をさせてもらったところでございますけども、1年間で約450万円というふうな削減額を予定しているところでございます。すみません、3点あったということでございますけども、3点目の確認を、すみません、お願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 削減の理由がわからないということでございますけども、これにつきましては、今まで、これまで説明させていただいたとおりですけども、歳出抑制、歳出削減の一つの取り組みとして進めているものでございます。中身が変わってないということでございますけども、支給しないというふうな方向については、基本的には変わりようがないので、そこが変わってないというところのご指摘だと思いますけども、支給しない、歳出削減、抑制の取り組みの一つとして進めていきたいということでございますので、内容的には変わりがないということでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 職員労働組合と文書で確認をしているということでしたが、職員組合というふうに言われましたが、職員組合という団体はあるんですか。全協でも言いましたから、こ

ここでははっきり言ってもらわにゃいけませんけども、職員組合という団体があつて、そこと確認書を交わしたんですか、が1点。それから、町の予算の削減のための努力するということが言われるわけでありますが、私は、私の考え方とすれば、オリンピックの関係でありますけども、ドミニカ共和国がこの北広島町にホストシティということで、こちらに来られて練習もされるというふうなことを聞きますけれども、その経費は約1000万円かかるわけでありまして、それは1000万円でとどまるかどうかもわからない。そしてまた、このたびの補正予算でも出ておりますけども、図書館の大型改築に2億円かけるというふうなことも削減の方向に向かつてはいないじゃないですか。ということからすると、本当に財源が苦しいんだよというふうな流れの中から考えてみれば、片方では、それこそ受けなくてもいいかもしれないものを受けて、支出しなくてもいいものをあえてつくっていくということからすれば矛盾するわけでありまして、そこら辺のところをそれこそ精査をして、きちようめに一つずつを見直しをしていくということが、今本当に、まさに必要なときだろうというふうに思います。答弁を求めます。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 質問的には2点あったと思います。まずは、職員労働組合の考え方でございます。ここで議論すべきかどうかわかりませんが、まずは、北広島町職員労働組合というふうな団体を名称として職員団体を組織しております。北広島町職員労働組合でございます。法的な扱いとしまして、労働組合は労働組合法で規定される団体でございますので、公務員につきましては、一部を除いて、この労働組合法の適用にならないというふうなことがございます。うちの職員団体、締結した団体につきましては、地方公務員法の職員団体というふうなところの規定の中で位置づけられている団体でございますので、文言として、そこを区別した言い方を職員団体、職員組合という言い方をさせていただいたところでございます。2点目のオリンピック等のいろんな財政出動がある中で、ここの削減は矛盾するのではないかというふうなことでございますけども、オリンピックへの取り組み、あるいは、もろもろの取り組みがいろいろあるかと思えます。それらの事業につきましては、予算というふうな形で議会のほうに提案させていただいて、一つ一つ議論していただき、承認を得ながら進めているところでございます。事業の進め方もそうでございますし、削減につきましても、今回のように、議会のほうに提案をさせていただいて進めているところでございます。事業につきましては、やるべきところ、抑えるところ、選択と集中というふうな考え方で進めていくものだと思っておりますので、まず、進めるべきところは、議会の皆さん方の協力、ご賛同得ながら進めてまいりますし、削減すべきところも同様に議会の皆さんの協力と議決を得ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形でございます。先ほど話が総務課長からもありました。合併以後の取り組みといたしまして、補助金制度や民間委託、また管理費の削減や職員数の削減、また、このたびは補助金の見直し等、本当に厳しい財政の中、たくさんの取り組みが行われていると思っております。その中でも、このたびの議案がまた再度出されたというところは、ぎりぎりのところに来ているのだなと実感しております。今、先ほど総務課長からの話でありました内部管理できるようにスキルアップを目指していくという言葉がございました。今、もうこの時点になっているとスキルアップに向けての取り組みというのは考えられていると思います。その内容について少し伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 歳出削減の取り組みの一つとして、職員のスキルアップを図って、特に委託費の削減を図っていきたいというふうなことでございます。現実問題として、職員を削減していく中、専門性が高まって、いろんな多様性が求められる現在の中で、なかなか職員、あるいは内部で完結するというのは難しいところはございます。しかしながら、そういう状況にあっても、内部管理経費を削減するという意味で、職員の資質の向上をして、できるところは自前でやっていくという方向は、これはしっかり進めていきたいと思っております。その取り組みとしまして、スキルアップのためには研修等々しっかりしていく必要がありますが、一般的な研修は当然やっておりますけれども、専門性を求めた研修、これがないとできませんので、それにつきましては、その部署で、そういう計画を立てていっているところでございますし、土木職の育成につきましては、土木職育成計画というものを策定して研修しておりますし、今回、CADの研修とかいうのも実際的にはやっていくと。これは例年やっているところでございますし、あと福祉系につきましても、そこら辺の資格をとりたいという積極的な職員もございます。そこら辺も後押ししながら専門性を高めていく。そういう中で、事例としてよく上げられる計画等の策定でありますとか、そこら辺は自前でできるところは自前でやっていくという考え方を打ち出しをしておりますので、今のような取り組みを継続し、また、広げながら、内部で完結できる事業については、内部でしっかりやっていくと。効率性を求めて、どうしても外部でやっていただく必要があるものについては外部発注でやっていくというふうなことも、そこら辺はしっかり精査しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。まず、反対討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例に対し、反対討論を行います。第1は、3月議会で、圧倒的多数の反対で否決されたにもかかわらず、提出内容、提案理由はほとんど同じ内容で、議会が否決した理由も、私としてはまともに答えられておらず、直後の議会に再提出することは議会軽視と考えます。第2は、3月議会で、反対理由とした10億円のまちづくり拠点整備の見直し、解放団体補助金の廃止、住宅新築資金貸付金の徹底した回収、企業立地奨励金や温水プール、ドミニカの事前合宿の見直しなど、先に進めるべきであり、さらに2億円の北広島町図書館工事費も必要最小限にとどめるなど、財源を確保するのが先と考えるからです。第3は、安芸太田町では、県外とはいえ、旅費、日当を再開しました。理由は、聞くところによると、出張先での交通費や電話代、食事代など、出張したための個人経費がかかり、近隣市町が実施しているからとのことです。国や広島県、広島市も支給しており、廃止するならば、制度そのものについて、誰もが納得できる説明が必要であり、そのような説明はされませんでした。第4に、第3次行政改革大綱に基づく内部管理費の見直しと説明しますが、この行革大綱は、議会議決が必要ではないかと指摘したにもかかわらず、議決事件として扱わず、議会の議決は行われておりません。したがって、一つ一つの措置について、議会の判断を仰ぐのは当然であります。よって、この旅費、日当の廃止は、急ぐのではなく、時間をかけて議論すべきと考え、今回の議案には反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） 賛成討論ありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。今回の特別職の職員等の旅費の特例に関する条例に対

する賛成討論を行います。私は、前回の3月定例会にて、この議案が出された際には反対とさせていただきます。理由としては、3月の当初予算において、この金額が既に省かれたものが計上してあったためです。本来であれば、いきなり、その金額を削減した予算を作成するのではなく、金額の削減を行う条例を策定する前に、その理由や効果、また、ほかの方法がないかなど、議決を行う議会としっかり議論を行うことが筋ではないかと思ったからです。また、支給しない期間も3年間という設定がされており、その期間設定の根拠がわからなかったのと、民間企業では支給されないことが多いので、支給しないのであれば、ずっとなくしたほうがいいのではと思ったからです。しかしながら、今回は、支給しないとする趣旨などの説明をきちんと受けました。また、期間についても無期限、つまり廃止となったため、私は納得しました。このことにより、削減される金額は大きくはありませんが、緊迫している町財政に対し、少しでも削減を行っていこうとする行政職員の方々の姿勢は評価すべきだと思います。小さなことからこつこつと取り組んでいくことも大事ではないでしょうか。厳しいこの情勢を乗り切っていくためにも必要なことだと思いましたので、賛成したいと思います。議員各位のご賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（伊藤久幸） 反対討論ありませんか。14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。反対の討論をいたします。本案については、よく考えていただきたい。確かに服部議員が賛成討論されましたように、小さいことから積み重ねていくことは大事であります。廃止することについても、これは私はやぶさかではないと思っております。しかしながら、今の財政調整基金、この現状をしっかりと踏まえていただきたい。合併以来、行財政改革大綱を策定して、定数削減とか、先ほど町長答弁あったように、いろんな取り組みをして、大きな成果を上げてまいりました。その過程において、27年度末には26億8900万円、約27億円の基金があったわけであります。28年度は基金残高が21億9100万円、約22億、現在は10億ちょっとの財政調整基金であります。この1年半足らずで十五、六億円の基金が減少してまいったと、こういった現状。これは大きな災害があったということもあります。しかしながら、今年度こういった災害が起こるかもわからない。大きな災害があれば、また10億の基金がすぐ吹っ飛んでしまう、底をついてしまう現状にあるわけです。そうしたことから、内部経費の削減ということもありますけども、官民協働のまちづくり、予算というのは全てがまちづくりに通じるものであります。そうした観点から見ると、一般質問でも、薪ストーブの廃止をしてはどうか、わずかな予算であります。町民の方も痛みを伴うことをきちんと提示し、そして内部経費を削減をする努力をする、こういったことをきちんと説明をして、いわゆる行財政改革、今までの進捗の中では対応できない、基金はどんどん減ってくる、もう少し行財政改革大綱の進捗を速めていく、あるいは大なたを振るう、こういったプロセスをきちんと示して、そして本議案を提案されるなら、私は一も二もなく賛成したいと思います。残念ながら、まだそうした大きな改革の大綱というのは私たちに示されていない。そのことから、私は本案には反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。13番、伊藤 淳議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤 淳です。反対討論を行います。私は、根拠のない日当を出さない、これを出さないことについて、これは賛成ですが、日当の妥当性が見えず、執行部の説明に納得できてない点があります。これは先ほどの質疑、討論でもあった点ではありますけ

ども、この妥当性、あわせてこの根拠、これはよりよい議論をしなきゃいけないところと私は考えます。民主主義とは、熟議、よく話し合っこそ、その真価が生かされる制度であると、私は考えますので、まだまだ話し合うべき点があるこの議案について、私は反対いたします。現在の時代背景では、この日当について根拠がなかなか見えない、さらには、今後、無期限ではあるけども、では、先ほど質疑の中で言いました、この条例改正を行って日当を支給するという一文を削除するといった方法など、こういった部分の話がされていません。そういった点から、財政難のため、この日当を停止するという点については賛成ではあるのですが、よりよい議論をするために私は反対いたします。議員各位、よりよい議論、議会のために議論を尽くしたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。私は、議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例に賛成の立場で討論を行います。この条例は、第3次行政改革大綱に掲げる財政の健全化、歳出抑制削減の取り組みとして、町長、副町長、教育長及び職員等の旅費の日当を支給しないというものであります。3月議会にも同じような議案が提出され、私は賛成討論を行いましたが、残念ながら否決されました。私は、町民の皆さんの声も反映して、今回の議案に対して、3月議会のときと同じ理由で賛成いたします。つまり賛成する理由は、1点目は、平成30年度から厳しい財政状況に鑑み、町民の方の痛みを伴う補助金の一律10%カットや75歳の敬老金5000円の廃止、88歳及び100歳の敬老金を50%程度削減することになったこと、それでも歳入が不足するため、将来の災害などのために蓄えてきた財政調整基金など9億5000万円も取り崩して予算編成したこと、3番目は、旅費の日当を支給しないことについて、職員労働組合と文書で確認合意済みであることであります。さらに、さきの一般質問でも多くの提案や要望が出されました。緊急を要するものもありますが、これらを実現するためには財政措置が必要であります。しかし現在及び将来の財政は、皆様よくご存じのとおり、交付税の減額や災害復旧などの財政出動により、非常に厳しい状況であります。このような厳しい状況の中で、住民サービスを維持向上させていくためには、今まで以上に業務の見直しを行い、聖域なき経費の削減を実行していかなければなりません。また、先ほど町長からも今後とも不退転の決意で行財政改革に取り組んでいくという決意が示されました。経費の削減は痛みを伴いますが、総論賛成、各論反対では前進いたしません。行政と議会と町民が一体となり取り組んでいく必要があると考えます。以上の理由から、私は、経費削減の一環として提出されました旅費日当を支給しない条例に賛成いたします。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。3月にも反対討論をさせていただきましたけども、このたびも議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例に反対をして討論をさせていただきます。この条例は、特別職の職員等の旅費ということでありますが、全ての職員の日当部分を支給しないというものであります。3月の定例議会で上程されて、12対2で否決をされたものであります。この日当に係る経費部分についてお聞きしたところ、450万円と説明をされました。財政難であるということは、これまでもお聞きをしておりますけれども、財政難ということは、それこそ、何かをするから財政が難しい、あるいは歳入が見込めないから財政が苦しいということで、やはり執行する側にその責任、あるいは議会の側にそ

の議決否決の権限があるわけですから、責任があるわけであります。しかしながら、この条例については、一番手をつけやすいところ、一番断りにくいところにまずは手をつけているというところに問題があるわけであります。財政難であれば、それこそ歳入をふやして歳出を削減するということは当然のことでありますけども、まだ、すべきことがなされていない。例えば執行部の重要なポストにいる人たちの報酬の削減ということも一つにはあるだろうというふうに思いますが、その話などはいまだ出てきていません。そのことも私は3月の反対討論の中でも言いましたけども、3カ月後にそのことが出てくるということが予想されて、私は予想しておりましたが、そのことも見えてこない。それから、このたびの議案提出の中に、補正の提出の中に2億円の大朝地区の図書館の大型改修がございます。それもこの6月に補正をすること自体も問題でありますけども、そこも含めて歳出の見直しをしていく。これまでにあった建物をまたその位置に建てかえるんだというふうなことは、本当にこれからの財政を苦しめる要因の一つであります。今からは、やはり町の中で何カ所かにそういう拠点をつくって行っていくということが必要なわけでありますから、そういう方向に切りかえていく必要があります。そういった意味で、予算編成の一貫性というのがうかがえないと。住民に理解をしていただける身の丈に合った予算の執行、予算の立て方を不審に思うという部分がございますから、そこを含めて、町のほうに健全な財政を要請をして、反対の討論とさせていただきます。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 7番、宮本裕之です。これまで4名の反対討論をされた方々の内容について、全てを否定するものではございません。私も3月の定例会において、この議案が出されたとき、何ら十分な説明もない。執行部における補助金削減の具体的な示しありません。スキルアップによる経費削減、職員のこれからの成長をどうするかという意見も聞かされておませんでした。しかし、今定例会に出された内容、3年間の期日はなく、そして、町長が不転の決意で補助金の大幅なカットもこれからは考えなくては行けない。あらゆる面の歳出削減、そして、何より評価するのは職員のスキルアップに取り組むという姿勢です。これがなくして財政改革はできません。私は、この大きな決断を高く評価し、あえて、とりわけ昨日は議員全員で財政健全化調査特別委員会を立ち上げたわけです。ともに協力しながら、この財政健全を迎えるべきであります。このことを町民はどのように受けとめるかわかりませんが、町職員と行政がともになって身を切る決意をして財政再建に取り組むという、この決意を私たち議会が否決してはなりません。私は、大きな町の決断を評価し、賛成とさせていただきます。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。したがって、議案第60号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。11時20分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 09分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 字の区域の変更について

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第61号、字の区域の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第61号、字の区域の変更についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第61号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 財産の取得について

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第63号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第63号、財産の取得についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第63号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第64号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 教育費に関する点から1点お伺いをいたします。先日の一般質問から、学校給食合同調理場における衛生面、また調理従事者の健康面を考え、早急のトイレの修繕及び調

現場での暑さ、寒さ対策、クーラー等の考えをお伺いいたしました。学校教育課長より再度教育委員会、また町長含め検討させていただくとの答弁をいただきましたが、検討され、また、現時点で方向性が出ておりましたら伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） この予算の中では上がっておりませんが、一般質問の中でご質問があったということでございますので、結論は出てませんが、今現在までの経過をご説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、一般質問の中で、調理衣の着がえのところが廊下で、着がえるところで、隣にロッカーがあるのでたびたび入ってこられる状況があるということをおっしゃってありますが、これは前室のところにはドアがあり、閉めることができます。そのため完全な個室になるということでございますので、見える状況にはございません。また、ドアノブのところについても、トイレ使用中というところがございますので、勝手に入る状況ではございませんので、その前室のところについては、改修は行わないというふうに考えております。それから2点目でございますが、トイレの改修ということでございますが、この部分については、ご指摘のありました和式便所を洋式便所にするということでございますが、これにつきましては、今現在、当初予算の予算の優先順位を変更して、改修等含めて考えていきたいというふうに考えております。それから空調の問題についても、先ほど話をしましたように、予算の優先順位等含めて考えていきたいというふうに思いますけれども、これにつきましては、現場との協議を行いながら進めさせていただきたいというふうに考えますので、今現在、どういうふうな形で改修なり、こうしていくというところまでは答弁は難しいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 3番、真倉です。2点ほどお伺いしてみたいと思います。初めに6ページの火葬場の修理、豊平の。これは火葬場、人生最期の送ってあげるところだからきれいに仕上げにやいけません、毎度これが出てくるような気がするんです、年に一遍は必ず。それで、現在進めておられる芸北との統合の問題についてはどこまで進んでおるのか。僕ら委員会が違いますので、そこらまで承知しておりませんので、その点をお聞かせ願いたいと思いますのと同時に、8ページの担い手育成事業、これ大変、豊平の西宗地区で取り組まれておりますが、現在のものを含めて16町歩になるのか、新たに16町歩されるのか、それとも、今現在、どのぐらい農地が集積されておるのか。あそこは字界向けて走りますと、県道から上、県道から下がかなり荒廃地がある地域でありますので、大変に取り組みとしてはありがたいと思うんです。ですが、そこらをお聞かせをいただきたい。要は、以前のも含まれて16町歩なのか、新たに16町歩なのか。今から取り組まれる16町歩については、地域でどのぐらい集積がされておるのか、その点お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 火葬場の修繕等につきまして、町民課からご答弁申し上げます。今回の補正予算につきましては、豊平の火葬場、これの送風機の取りかえ修繕でございます。芸北と豊平、また、町の火葬場のあり方ということで、いろいろ芸北地域のほうに出向きまして、昨年は説明会等させていただきました。その後、まだ芸北地域の皆様のほうに町の考え、また方針、答え等お返しをしておりますので、これをできるだけ早いうちにお返しをしたいというふうに考えております。町の方針としましては、これまでどおり、できれば町内2カ所で火葬



場を運営したいというふうには思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合孝治） 担い手育成総合支援事業に係る補正のことについてのご質問でございます。現在、豊平地域の西宗地区において、大規模なキャベツ団地、これをつくるというふうな計画でございます。一部については、もう29年度に事業を実施してキャベツ畑になるような基盤整備を行っているところでございます。これが今4ヘクタールでございます。最終的には20ヘクタールに向けて大規模なキャベツ団地にしていこうというふうな思いを持っておりまして、現在約4ヘクタールあって、今後16ヘクタール集積をしていこうということを考えております。今回の補正においては、その全体の測量設計費、それから平成30年度今年度における一部工事ということの補正のお願いをさせてもらっているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 先ほど町民課長から答弁をいただきましたが、一応芸北地域の話は、どのぐらいかにしてご了解いただきたい。これは期限を切るということは非常に難しい話ではありますが、どのぐらいのつもりでやっていきたいということを思っておられるか、最後にお聞きしてみたいと思いますし、それから農林課長のほうには、あそこの土地は非常に湿地でございしますので、暗渠排水をかなりやっぴかんと難しいとこだというように思います。現状で稲刈りをされてあるのを見たりしますと、非常に湿地でございしますので、あの点の整備ほどきちっとしていかと、野菜をつくっていくということになるとなかなかできんと思うので、それと土地的には余り肥沃な土地ではないような気がしますので、そこらの対応、どのようにしていこうと考えておられるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今の火葬場の件でございますが、時期の話でしょうか。いつまでということですか。当初、昨年説明させてもらったときは、今年度から設計に入れればと思っただんですが、先ほど申しましたように、芸北地域のほうから、かなり厳しいご意見もいただいております。そういったご意見に向き合いながら、進めてまいりたいと思いますので、ちょっと時期的に、もう何年度からというのが今現在ご答弁申し上げにくい状況です。申しわけございません。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合孝治） 議員ご質問のとおり、当該地につきましては、なかなか排水がよくない圃場でございました。特にキャベツにつきましては、畑作については湿地を嫌いまして、特にキャベツについては、いろいろな病害も出るということがありますので、基本的な整備につきましては、明渠排水の設置、それと暗渠排水の設置、これが主になろうかと思っております。ただ、当該西宗地域は標高が500メートルぐらいありまして、高冷地であり、キャベツ生産には大変適しているところでございますし、地元の方のご協力もしっかりありまして、効率のよい団地として育成できるのではないかと考えております。ぜひキャベツを本町の特産にしていきたいというふうな考えて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳出の16ページ、北広島町図書館工事費ですけども、美術ギャラリーが白紙になったにもかかわらず、2億円という工事費はいつどこで議論し、決

まったのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 北広島町図書館の2億円という議論というところでございます。北広島町図書館は、大朝町文化センターとして平成3年にスタートして、27年が経過しているところでございます。この施設につきましては雨漏り等が発生し、また、トイレ等の洋式化といったところで改修が必要になったというところがございます。地域協議会の中でも平成27年ぐらいから協議を重ねてきております。その中で合併特例債、これは7割が普通交付税措置があるということでありますので、その合併特例債が使える期限の中で、図書館の改修を行おうということで、これまで協議をしてきたところでございます。2億円の金額でございますが、当初から、これだけの規模でありますとこれだけかかるという、これは内部協議であります、してきたところでございます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） ちょっと質問に十分答えてないんですけども、美術ギャラリーが白紙になったにもかかわらずという点と、内部で決めたということで、全然表に出てないということだと思っております、その点と、そういう協議の中で、これ内部だと思っております、財源がないので規模を見直そうという意見はどこからも出なかったのかどうか。それと、北広島町図書館は、地元という意見がありましたけども、北広島町図書館は、全町のセンター図書館です。利用も負担も全町民です。大朝の地元だけでなく、町全体の住民からの意見を聞いたのか、伺います。また、別の角度から質疑しますが、図書館に2億円もの補正予算を提案してありますが、今回の議会では、さまざまな要望に対し、財源がないと退けた答弁が目立ちました。そこで伺いますが、今回の一般質問で、大朝給食センターの劣悪な労働環境や通学バスの改善が求められましたが、教育長、町長はこの2つの実態を知っていたか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 図書館の改修についての協議ということでございます。修繕というふうに考えておりますので、例えば新築するものでありましたら、地元の協議をこのたびのまちづくり拠点施設に行いまして、ワークショップ等行って協議をいたしますが、今回は修繕ということでありましたので、地域でのそういった内容、ワーキング会議とか、そういったものは行ってないところです。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、バス通学にかかわる立っている子供たちの状況でございますが、南方から通ってくる子供たち、実は他の地域もございまして、朝混み合う場合に立っている児童生徒、あるいは高校生がいることは承知しておりました。もう1点、大朝調理場でございますが、課長のほうからも答弁いたしましたように、大変古い建物でございまして、改築、あるいはセンター化が必要だということは数年前から協議をしております。当該の大朝調理の実態についても、調理員さんからの意見知っておりました。しかしながら、先ほども答えましたように、トイレと着がえをする場所についてのご質問については、若干我々の感覚も違うところがございますので、先ほど課長がお答えしましたような取り組みをしまいたいというふう考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 修繕だから、地元との協議はしていないということになりますと、内部も含

めて財政規模を見直そうという意見も出なかった、地域からも聞いてない。全町の意見は当然聞いてないということだと思います。そういうふうに理解しますが、給食センターとバスの問題で、実態については、教育長は承知をしていた、感覚が違ったということですが、町長から答弁がなかったんで、何でかなと思うんですが、その給食センター運営や通学バス、これと図書館改修は同じ教育委員会の所管です。生涯学習と学校教育課、その生涯学習で図書館はそうなんですが、一般質問で、この問題が指摘されるまで議論にはならなかったということが先ほどの説明でもありましたが、教育委員会の中で、2億円という事業を見直してでも、給食センターの労働環境や通学バスについて考えようじゃないかという意見がなかったのかどうか、全くなかったのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） ご意見のように、教育委員会の事業でございますので、バス通学のことも調理場の環境のことも、図書館のことも承知しております。しかしながら、優先順位であるとか、または、これからの改修、センター化ということもございまして、今回の補正を提案しておるところでございます。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） すみません、先ほど説明が漏れておりましたが、経費の見直しというところでございます。当初予定をしておりました、このたびの改修は2億円ということで、かなりの金額が高くなってきたところでございます。そういったところにつきましては、この金額にはなったわけでございますが、内容を変更しまして見直したという経緯はあります。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。やはり町が合併をして同じような施設がそれぞれの旧町にあります。築年数が何年だからということで、16ページの図書館の2億円の件でございます。そこが築27年ということで、大型改修をするということでもあります。当面、その改修する間は大朝の保健センターというところに図書を移動するというふうに聞いております。先ほど言いましたように、今まであったところの箱物をまた年数が来たから、そこにまた建てるんだよということこれから先繰り返してはならないというふうに思います。今、当面保健センターにその図書を預けてということで、それこそ強度が足りるものであるのなら、そこに図書機能を充実させていくということが考えられるだろうと。とすると、2億は必要でなくなるというふうに思いますけれども、そのことご答弁お願いします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 北広島町図書館でございますが、現在図書館として建設をされたものでございます。中の間取りその他につきましても、図書機能として充実をしているところでございます。この北広島町図書館でございますが、現在合併して、それぞれの旧町単位に図書館がございます。主には、それぞれが公民館の中に図書館機能を持つもので、そのセンター化、センターとして北広島町図書館がございます。現在こちらの図書が約8万冊でございます。そのほかの図書館につきましては1万冊でありますとか1万8000冊ぐらいの図書機能であります。これだけの図書をまた今後もふえるかもしれませんが、こういったものを北広島町にとって必要な図書館、これを維持管理していくためには現在の図書館、こちらを改修を行いまして、また、先ほども申しましたが、合併特例債という、こういう有利なお金を借りるわけですので、償還が必要なわけでございますが、今のうちに直して、今後も活用していきたいというところ

がありますので、このたび補正をお願いするものでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 物事の考え方として、起債が有利に借りれるから、また、そこに建てるんだよということではなくて、縮小しながら、少しずつ財政の健全化を図っていくんだということを考える必要があると思う。それは特別なところにたくさんの図書を蔵書を置くということは大切であります。であるとするならば、例えば千代田地域に中央公民館を建設しようという、そのゾーンがありますけども、それに約10億円かけてするんだということになれば、そこも図書機能を備えているわけですから、そこを本館にするというふうな物事の転換だってできるわけであります。先ほどありましたように、大朝にあるから、そこが地域の図書館ではないんです。北広島の図書館の本館を今度お金をかけてするんなら、そこにつくっていこうというふうな、そういう発想と意を持っていかなくて、これから本当に、今まであったところに必ずそのものがなくてはならないんだよという考え方は改めてもらわなくてはならないというふうに思いますが、トータルの考え方をお聞きます。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 図書館を含め、いろいろな施設の維持管理ということだと思います。それぞれ生涯学習課のほうでもさまざまな施設がございますが、この北広島町図書館におきましては、先ほども申しましたように、こちらの施設はかなり充実をした施設というふうに考えております。今度つくられますまちづくり拠点施設、現在設計を行っているところでございますが、こちらにつきましては、図書機能としましては2万冊を予定した規模のものでございます。現在の北広島町図書館、こちらには書架もございますし、また、閉架書庫、それから事務室等もございます。こういったものを新しい機能に増設し、現在のものを変えていくということになりますと、より費用はかかってくると思います。現在の図書館がそこまで、まだ27年ということで、雨漏り等がありますけど、やはりこれを利活用していきたいというふうに考えておりますので、今後も大朝にあります北広島町図書館、ここをセンターの図書館として活用していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） まちづくり拠点事業とマッチングをしながら、当面、それこそ2億円よりもかかるということはあるかもしれませんが、既存のところにもう一回つくって、それを利用するんだよということ、これ、今27年築ということでもありますから、そんなに古くないというのわかりますけども、そういうふうな物事の考え方は改めていかなくてはならないという状況に来ています。トータルのなところというてお聞きをしましたが、何ら変わった答弁になっていないというふうな気がしておりますけども、発想、同じところにあるわけですから、教育委員会の教育長部局にあるわけですから、そこら十分にもっともっと練って、これから先へ進めていただきたいというふうに思っております。ご意見があれば。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） ささまざまな施設がございますが、やはりそこに再築はできない、また、改修ができないような施設もあると思います。先ほども申し上げましたように、今回の図書館につきましては、現在のものを活用していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 公共施設の管理計画、これは全ての公共施設を見直していこうというもので、

これは今作業を進めておるところでありますけども、今の図書館につきましては、担当のほうがいま言ったような整理で今進んでおります。梅尾議員は建てるというような言い方をされたけども、改修でありますんで、その辺は誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤 淳議員。

○13番（伊藤 淳） 今回の図書館について質問です。今回の図書館の改修について、町長以下担当課が責任と覚悟を持って、判をついた計画と考えます。この予算、発注後にさらなる追加発注の可能性はないでしょうか。私は、この予算は、試算と会議を重ねて覚悟をもって決められた予算であると考えます。なぜならば、財政が苦しい中練られた予算であるから。町職員に専門員を置かないという判断は、前々回の一般質問等で聞いてたんですけども、先ほど専門的なスキルを上げていくという部分で話は変わってきたところがあると思います。ただし、現在、そういった専門的なスキルがある方が少ない中、改修が始まってから、アスベストが見つかったためとか、建材や機器の高騰によりなど、もしくは今後のメンテナンスにおいて、メンテナンスがちょっとできないような箇所ができていた。メンテナンス用のスペースがつくられてなかった。そういった問題が見つかって、新たな改修が必要であるといったようなことがないかどうか、そういった部分、しっかりと練られた計画であるかどうか、最後の確認をしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） このたびの北広島町図書館の改修でございますが、今回お願いをしておりますように、約2億という大きなお金がかかっております。これにつきましては、私たち職員も非常に責任を感じているところです。改修でございますので、例えば屋根の改修を行っていく中で、あるいは必要な部分も生じてくるということは全くないということはないと思うんですが、現在のところ、この予算の中でやる気持ちで予算を組んで、設計をしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑ありませんか。

8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形でございます。先ほどから話が出ております北広島町図書館の大規模改修について一つ伺います。大変多大な2億円という金額がかかっております。先ほど少し、同僚議員からの話でもありましたドミニカ等でも予算がというところがありますが、目に見えて便利になる部分というのはたくさんさまざまあると思います。ただ、ドミニカにしても、この大規模改修にしても、目に見えない部分というのもあると思います。担当の課の課長として、ここが改修されることによって、町民の心の豊かさやこういった気持ちにつながるのかという、目に見えない部分について、考えがございましたら、ご答弁ください。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 北広島町図書館は、北広島町に唯一といいますか、センターにありますしっかりした図書館でございます。やはり文化施設が充実しているということは、町民の皆さんが健康にといいますか、心豊かに生活できる拠点になっていると思います。こちら現在も幼児コーナー等もございます。こういったところに子供さんを連れのお母さん等も集まってくる場所がございます。しっかりこちらの施設も活用していただいて、皆さんがより文化的な生活が北広島町の中で行っていくように思っております。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第64号、北広島町一般会計補正予算第1号について反対討論を行います。今議会でも明らかになったように、現在の町政は、財源が厳しいとの理由で、住民の切実な要望はことごとく退けられています。にもかかわらず、質疑で明らかになったように、給食センターの劣悪な労働環境、町の宝である子供が通う通学バスの改善さえも、知っていたにもかかわらず、財源がないとすぐに改善しようとしていません。ところが北広島町図書館は、美術ギャラリーが白紙になったにもかかわらず、修繕との理由で、住民の意見をほとんど聞かず、2億円ものお金をつぎ込もうとしています。財源が厳しいときだからこそ、どうしても必要というなら、具体的に情報提供し、どの事業を優先して行うのか、しっかり議論し、2億円を負担する全町民にも諮りながら、住民の納得を得て進めるべきであります。しかし、図書館改修の推移を聞いても、そのような情報提供や議論が行われておらず、工事費2億円は、どうしても賛成できません。以上、主な理由として、この一般会計補正予算に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論ありませんか。13番、伊藤 淳議員。
- 13番（伊藤 淳） 13番、伊藤 淳です。一般質問で取り上げました図書館の改修についての予算ですが、私は賛成です。理由として、第1に、現在雨漏りしている図書館では大事な財産である書庫、これを傷つける可能性があり、一刻も早い改修が望まれるからです。確かにこの予算、とても高く感じられます。しかし第2の理由に、私はこの価格に妥当な点があると判断し、賛成としました。現在、オリンピックによる建材の高騰、積算価格による予算請求といった点などから、この額は高い点はあるとは思いますが、必要な額と考えました。もし大幅な追加発注があった場合、今後は、発注図面に目を通し、理解できるよう私自身勉強と努力を重ねる覚悟です。また、ほかの面で、ギャラリー通の拡張によってできるイベントスペース、これの営業計画は、現在スケジュールとしては決まっていませんでした。しかし図書館の方に聞くと、お金をかけられない中でもイベントスペースのさまざまな活用方法、こういったアイデア、案といった部分をかかなり考えられていて、実行に移そうとされていました。こういった部分で、イベントスペースの部分も含めて、さらなる利便性の向上があると思いました。財産である書庫を守り、子供たちにとってのさらなる利便性の向上、こういった部分を目的として、各議員の賛同を求めます。以上をもって賛成討論といたします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論ありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第1号に対して反対の討論を行います。今回の補正予算は2億9000万円、そのうち図書館大規模改修工事約2億円を占めております。補正予算の69%であります。当初予算の3カ月後のこの6月の定例にその補正予算が提案される。その提案自体が私は理解できないわけでありまして。時期もそうではありますが、財政が厳しいといいながら提案される。信じられないことでもあります。さきの反対討論でも申しましたが、ドミニカ共和国からのホストシティであります。1000万円かけて、町の大切な予算措置を行ったということがあったりしますが、その支出に対してのこのたびの予算も財政が厳しいという危機感が感じられません。話は少し変わりますが、今、この本庁周辺でまちづくり拠点事業ということで中央公民館の建設等のかかわりで10億円の予算が使われようとしている事業がございます。そこに図書

機能を新たに設置をして、今あるところから移転をしていただくというふうなことをする必要があろうと。今の中央公民館は築47年であります。千代田の中央公民館47年、どちらにしても建てかえが急がれるわけであります。やはりそういうことからすれば、新たな建物の中に、新たに有効的な施設を含めて合体をさせるということが大切であろうと思います。やはり箱物はだんだんと縮小して、使いよさ、利便性を高めていくということがこれから求められるわけであります。ぜひそういう方向で、これからの箱物を考えて建設をしていくということを申し添えて、反対の討論にかえたいと思います。議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第1号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。したがって、議案第64号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第65号 平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第65号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 02分 休 憩

午後 1時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第66号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸）再開します。日程第9、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第66号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸）挙手全員です。したがって、議案第66号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（伊藤久幸）日程第10、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております。陳情等の審査の結果報告を求めます。総務常任委員会、中田委員長。
- 総務常任委員長（中田節雄）委員会審査報告をいたします。平成30年6月20日 北広島町議会議長伊藤久幸様。総務常任委員会委員長中田節雄。6月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号 陳情第3号、件名 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。審査の結果、採択です。理由、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出する。なお、本案件については、陳情第3号については意見書の提出予定でありますので、よろしく願いいたします。
- 議長（伊藤久幸）文教厚生常任委員会、大林委員長。
- 文教厚生常任委員長（大林正行）委員会審査報告を行います。平成30年6月20日 北広島町議会議長伊藤久幸様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。6月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号 陳情第5号、件名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書。審査の結果は採択でございます。採択の理由は、豊かな子供の学びを保障するための条件を整備する観点から採択といたしました。なお、本件については意見書を提出する予定でございます。議員各位のご賛同よろしく願いいたします。
- 議長（伊藤久幸）以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 陳情審査

- 議長（伊藤久幸）日程第11、陳情審査を行います。陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長



の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第3号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第12、陳情審査を行います。陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第13 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第13、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 地方財政の充実・強化を求める意見書案。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。こうした細やかな公的サービスを提供するための人材確保も必要です。そのための財源確保が地方公共団体では困難な状況に置かれています。本来、必要な公共サービスを提供するため財源を確保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下のことを求めます。1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など

増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、今後縮小を含めた検討を行うこと。4、災害時においても、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成30年6月20日 広島県北広島町議会。提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当大臣）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。14番、中田議員。
- 14番（中田節雄） 発議第3号、平成30年6月20日 北広島町議会議長伊藤久幸様。提案者 北広島町議会議員中田節雄、賛成者 北広島町議会議員森脇誠悟、同北広島町議会議員亀岡純一、同北広島町議会議員梅尾泰文、同北広島町議会議員服部泰征。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の事案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨 地方自治体は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持などの果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。こうした細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要です。そのため、財政確保が地方自治体では困難な状況におかれています。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源を担保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手

全員)

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第14、発議第4号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちに豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため、授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が重要課題である。また、あすの日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるよう、長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、地方自治体の財政も圧迫されている。豊かな子どもの学びを保障する条件整備は不可欠であり、こうした観点から、本議会は、政府に対し、下記の事項を実施されるよう強く希望する。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年6月20日 広島県北広島町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

○議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 発議第4号、平成30年6月20日 北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者 北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者 北広島町議会議員敷本弘美、同室坂光治、同伊藤淳、同大林正行。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨 子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、政府に対して計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものである。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全

員)

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費
国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第5号 財政健全化調査特別委員会の設置について

○議長（伊藤久幸） 日程第15、発議第5号、財政健全化調査特別委員会の設置についてを議題  
とします。北広島町の厳しい財政事情に鑑み、今後の財政健全化に向けて調査研究するため、  
新たに財政健全化調査特別委員会を設置し、議長を除く全議員15名により調査したいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、新たに財政健全化調査特別委員会を設  
置し、議長を除く15名の全議員を財政健全化調査特別委員会の委員に選任し、調査していく  
ことに決定しました。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 32分 休 憩

午後 1時 38分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。先ほど、選任しました財政健全化調査特別委員会の委員互選に  
よる正副委員長の結果が通知されておりますので、報告いたします。委員長、真倉和之議員、  
副委員長、室坂光治議員に決定いたしました。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 38分 休 憩

午後 1時 40分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 閉会中の継続審査の申し出について（8件）

- 議長（伊藤久幸） 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の各委員長及び財政健全化調査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することを決定いたしました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。6月8日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、今議会でも述べさせていただきましたとおり、非常に厳しい本町の財政状況を克服し、将来にわたり、持続可能な財政基盤づくりに向け、不退転の決意で職員一丸となって、施策、事業の遂行に邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（伊藤久幸） 平成30年6月定例会の終わりに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。北朝鮮の核兵器廃絶に向け、アメリカ大統領トランプ氏、北朝鮮委員長金代表の会談が実現し、東アジアの平和の第一歩と期待したいところではありますが、万里の道も一歩からということわざがあるように、前途は多難であるように思われます。さて、梅雨に入ったとは申せ、空梅雨ぞみで、異常気象によるゲリラ豪雨等々の災害が起きるとも限りません。ただ、起きないことを祈るばかりでございます。財政再建の取り組みとして、議会では財政健全化調査特別委員会を設置し、新たな議会活動を展開いたします。議員の皆様には、ご自愛の上、議員活動にご精励いただきますようお願いいたします。また、行政におかれましては、今会期で述べられた議員の意見、要望事項等を町政に反映していただくべく、鋭意努力していただきたいと思っております。これをもって平成30年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 45分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員